

II 電子帳簿等保存制度の見直し

執筆者：堀田 雅人

1. 改正の背景

令和3年度の税制改正において、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直され、手続・要件が大幅に緩和されました。

本稿では、電子帳簿等保存制度の改正のポイントについて解説致します。

2. 自己作成帳簿書類の保存制度の改正内容

(1) 税務署長等の事前承認制度の廃止

制度適用に必要であった事前承認は廃止されました。ただし、下記(3)の適用を受ける場合には、届出書の提出が必要です。

(2) 保存要件の緩和（「一般の」電子帳簿）

これまで求められていた訂正等履歴要件、相互関連性要件、検索要件が不要とされました。

(3) インセンティブ制度（「優良な」電子帳簿）

届出書を提出し、改正前の要件（検索要件は改正後の要件）を全て満たしている場合において、電磁的記録に記録された事項に関し、修正申告等があったときは、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、当該申告漏れに係る税額の5%相当額が軽減されます。

(4) 改正前後の要件比較及び適用時期

項目	内容	改正前	改正後		適用時期
			一般の電子帳簿	優良な電子帳簿	
事前承認制度	備え付け開始日の3か月前までの事前承認	○	×	△ (要届出)	—
真実性の確保	訂正等履歴要件	○	×	○	令和4年1月1日以後に備付け又は保存を開始するもの
	相互関連性要件	○	×	○	
	書類の備付け要件	○	○	○	
可視性の確保	見読可能性要件	○	○	○	令和4年1月1日以後に備付け又は保存を開始するもの
	検索要件	○	×	○ (※1)	
税務調査対応	国税職員の質問検査権に基づく国税関係帳簿書類に係る電子データのダウンロードの求めに応じること	—	○	—	
インセンティブ制度	一定の保存要件を満たした電子データの事項に関し修正申告又は更正があった場合の、その事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の軽減	—	軽減なし	その申告漏れ税額の5%相当額の軽減	令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来するもの

※1 スキャナ保存制度の改正後の検索要件

3. スキャナ保存制度の改正内容

(1) 税務署長等の事前承認制度の廃止

(2) タイムスタンプ要件の緩和

付与期間が最長約2月以内とされ、受領者の自署が不要とされました。また、一定のシステムにおいては、タイムスタンプの付与が不要とされました。

(3) 適正事務処理要件の廃止

(4) 検索要件の緩和

改正前は主要な記録項目を検索条件として設定できることが要件とされていましたが、改正により検索項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定されました。

(5) 改正内容一覧及び適用時期

項目	改正内容	適用時期
事前承認制度	廃止	—
タイムスタンプ要件	①付与期間（改正前は3日以内）を最長約2月以内とする ②受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署不要 ③電子データについて訂正又は削除を行った事実等を確認することができるシステムにおいて、その電子データの保存をもって、タイムスタンプの付与に代えることができる	令和4年1月1日以後に保存するもの
適正事務処理要件	廃止（相互けん制、定期検査、再発防止策の社内規程の整備等）	
検索要件	①検索項目を取引等の年月日、取引金額、取引先に限定 ②国税職員の質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることとする場合には、範囲指定、項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要とする	
保存義務	上記見直し後の保存要件を満たさない電子データについても保存義務あり	

4. 電子取引に係るデータ保存制度の改正内容

(1) タイムスタンプ要件の緩和

付与期間が最長約2月以内とされました。

(2) 検索要件の緩和

上記3の検索要件と同趣旨の改正が行われたほか、判定期間（法人の場合には、電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度）の売上高が1,000万円以下である場合で、かつ、国税職員の質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる場合には、検索要件の全てが不要とされました。

(3) 改正内容一覧及び適用時期

項目	改正内容	適用時期
タイムスタンプ要件	付与期間（改正前：遅滞なく）を最長約2月以内とする	令和4年1月1日以後に行う電子取引
検索要件	①スキャナ保存制度の検索要件と同様とする ②判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者がスキャナ保存制度の検索要件②の求めに応じることとする場合には、検索要件の全てを不要とする	
書面等の保存	電子データの出力書面等の保存を持って電子データ記録に代えることができる措置を廃止	

5. 不正行為抑止の為の担保措置

上記3及び4について、仮装隠ぺいの事実に基づき期限後申告、修正申告、更正、決定等があった場合のその申告漏れ等に課される重加算税の額は、通常重加算税にその申告漏れ等に係る本税の10%相当額が上乗せされます。

6. おわりに

会計帳簿や請求書等を電子保存することで保存場所や印刷にかかるコスト削減等が見込まれます。

また、コロナ禍により請求書等の電子データでの発行など、電子取引を開始する会社も増えております。電子取引は郵送作業等の削減にも繋がると考えられます。

帳簿書類の電子保存及びスキャナ保存等の要件が大きく緩和されたこの機会に、紙媒体の書類をデジタル化し、経理業務のテレワーク化、さらには自動化を推進してはいかがでしょうか。